

中山間地域等における小さな拠点の形成を通じた持続可能な生活環境・資金循環の実現

総合戦略(2014)

(H26.12.27)

「小さな拠点」形成の方向性を位置づけ

中山間地域等において、生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)を形成し、持続可能な地域づくりを推進

「小さな拠点」整備を法制化

改正地域再生法

(H27.8.10施行)

「小さな拠点」形成に向けたフレームワークを法制化

地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成

- ①複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約
- ②優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興
- ③集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保
- ④生活サービスを提供する担い手を確保

進め方の具体化

プランニングの推進力

拠点づくりの推進力

改訂総合戦略2015

(H27.12.24)

「小さな拠点」形成に向けた4つのステップ

【①意識の喚起】

○地域住民による集落生活圏の将来ビジョン(地域デザイン)の策定

【②体制の構築】

○地域住民が主体となった地域課題の解決に向けた多機能型の取組体制(地域運営組織)の形成

【③生活サービスの維持・確保】

○日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、周辺集落との交通ネットワークの確保

【④地域における仕事・収入の確保】

○地域に合った多機能型のコミュニティビジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進

【主な重要業績評価指標(KPI)】

- 小さな拠点の形成数：1000箇所
- 地域運営組織の形成数：3000箇所

今後の検討課題

地域運営組織の立ち上げや運営に当たっての課題

- ・ノウハウの欠如
- ・地域内外からの人材の確保・活用
- ・組織の運営や活動に必要な資金の確保
- ・多様かつ持続的な活動に必要な法人格の取得等

推進上の課題

課題への対応

地域の課題解決のための
地域運営組織に関する
有識者会議(H28.3.1~)

【検討事項】

- 地域運営組織の形成の基盤となる環境整備に関する検討
- 地域運営組織の設立・展開の拡大(量的拡大)に向けた検討
- 「小さな拠点」の形成に向けた地域運営組織の活動の深化(質的向上)に関する検討

6月 基本的考え方の整理
夏頃 中間報告